



いこいーな
©シンエイ/
西東京市



市役所
代表 ☎042-464-1311
(平日午前8時30分～午後5時)

●発行/西東京市 ●編集/秘書広報課
●配布/シルバー人材センター
☎042-428-0787 (不配のお問い合わせは)

詳細はホームページで

西東京市Web

検索



新しい生活様式における熱中症対策を心掛けましょう(暑さを避ける・適宜マスクを外す・こまめに水分補給など)

8/1で
1周年!

こま 困ったこと・悩んでいることは なや



子ども相談室

ほっとルーム

に相談してね



いこいーな

ほっとルームって ときどき聞くんだけど、どんなおへやなの?

やあ。いこいーな!あのね、ほっとルームは子どもが

いつでも相談に来ていいところなんだよ。

●友達がつまらなくなった気がする… ●学校に行くのがつらい…

●いつもしかられる… ●なんか不安だ…

こま 困ったこと、悩んでいること、なんでも話しに来てほしいなあ。



CPTの野村さん

子どもの権利擁護委員
(CPT:Children Protect Team)

CPTという愛称には、「子どもの笑顔を守るために」という
思いが込められています。CPTは、子どもの権利侵害を救済
につなげることを目的に子どもからの相談を受け、その子
どもにとって一番良い方法を子どもと一緒に考えます。

そう!あなたのお話や思いにしっかりと耳を傾けますね。どうしたらよいかいっしょに考えます。あなたといっしょに行動します。

だれもがほっとした気持ちで、ひとりじゃないんだって思える「へや」です。

子どものことであれば「大人」でも相談できます。



CPTの井利さん

そして、秘密はぜったいに守ります。ほっとルームに来てお話してもいいし、電話でお話もできます。

メールでも、お手紙やファクスでも相談を受け付けていますよ。どんなときでも、ほっとルームに相談してね。



CPTの谷川さん

悩みごとがあったら
どんなことでも
相談してね!

【でんわ】 **0120-9109-77**

【ファクス】 **042-439-6646**

〒202-0005 西東京市住吉町 6-15-6
【てがみ】 子ども相談室 ほっとルーム宛

☐窓口 住吉会館ルピナス子ども相談室
☐受付時間 平日午後2時～8時/
(土)・(日)・(祝)・年末年始はお休み

<メール相談受付フォーム>

こちらからいつでも送信できます。▶▶▶



子どもの権利擁護委員活動報告会のお知らせ

西東京市子ども相談室 ほっとルーム 開設1年を記念して活動報告会を開きます。活動報告会では、1年間の活動の概要とあわせて、相談・申し立ての年度統計、事例概要などについて報告します。皆さんの参加をお待ちしています。

時 8月1日(土)午後2時～4時

場・定 住吉会館ルピナス・30人

申 7月27日(月)までに電話で下記へ

▶子ども相談係 ☎042-439-6645

詳細はこちらから



子どもの権利擁護委員(CPT)からの挨拶

こんにちは、CPTです。CPTというのは、西東京市子ども条例で設置された「子どもの権利擁護委員」の愛称です。この愛称は、子ども相談室のほっとルームという愛称とともに、市内の中学生が出してくれた複数の案の中から、小学生が投票で決めてくれたものです。

CPTの活動は、昨年の8月1日に、ほっとルームが開設したことで本格的に始まり、そして1年を迎えようとしています。なんか気分がすげれない、なんかむしゃくしゃしている、なんか気になって他のことが考えられない…。そんな、「なんか」が、実はその子どもにとって、とっても大きなことであることがあります。そんな「なんか」を、子どもといっしょに考え、子どもにとって最良の解決の方法につなげていくのがCPTの活動です。

相談といっても、まとまってなくても大丈夫です。「なんか…」と思ったとき、そんな気持ちを伝えに来てくれればいかなと思っています。待ってますね。

子どもの権利を守っていきましょう

西東京市では、今と未来を生きるすべての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」をつくりました。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。

条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちへの支援、子どものために特に進めるべき取組、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくることなどが示されています。

<西東京市子ども条例の情報>



★副読本

「みんなで学ぼう

西東京市子ども条例」

もあります